広報 さざ

4月（58号）

町の人口

【昭和56年2月28日現在】

総人口	11,704人
男5,563人	女6,141人
世帯数	3,340戸
出生 13人	死亡 6人
転入 44人	転出 60人

まちの発展を祝う町制４０周年

40周年

社会をめざし

昭和38年当時の佐々中央街

佐々町長
菊本春夫

昭和十六年一月、佐々町が町制を施行して、今年で四十周年を迎えました。皆様と共に喜びに堪えません。

三十年半ばまで、石炭産業の恩恵で栄え続けてきた本町も、エネルギー革命の嵐の前にもろくも崩れ去り、大小十三の炭鉱は相い次いで閉山し、炭鉱労働者とその家族は、共に町を離れ、その結果、本町の人口は半減し、一万人となってしまい、過疎の町と化したことは、既にご承知のとおりでございます。

躍進を続ける現在の佐々中央街

失墜の中にあっても、町民の皆様とともに、過疎化の町からの脱皮を目指して、復興に立ち上がり、意気軒昂に燃えているとき、あたかも天の試練は非情で、三十八年には大地辷り、四十二年は未曽有の大水害に見舞われ、二重の打撃に追い打ちをかけられました。

しかし、復興への執念とも言える、建設のつち音は、むしろ大きく響き、甚大な被害からも這い上がり、少ない予算を大きく活かして、新しい町づくりに励んできた今日、漸く光明が見えてきた感があります。

過疎の町から脱皮するための町勢振興策は、活力のある町にすることーをモットーに、人口の増加を図り、そのためには、この町に、人が気持良く住める、住みたくなる、住んでみたいと思う町にすることではないかと考え、その実現のため、

一、産業（農業）の振興
二、教育文化施設の充実
三、福祉の充実 増進
四、住環境の整備
五、交通通信網の整備

等を柱に町政を進めてまいりました。

この五年間を振り返ってみましても、産業の振興の中では、本町の主たる産業は農業であることの認識に立ち、農業構造改善事業での基盤整備経営近代化を進めています。全国的な農業の転換期で厳しい面もありますが、今後とも新しい農業、所得向上を目指した産業としての農業にしなければと考えます。

教育文化施設は、佐々中学校の校舎、グランドなどの整備で、学校教育についての施設は全て完了しました。また社会体育としての町民体育館、武道館を新設し、ますます増える余暇を利用した体育づくり（健康管理センター）に備えています。

町制施行40周年記念
式典を挙行

とき　4月11日（土）
　　午前10時から開会
ところ　佐々町体育館
内容　「式典」「町民憲章」及び
　　「町歌」の発表ほか

佐々のうつり変わり

佐々町も４０年間に大きく変ってきましたが、その例を紙面の２～３ページに写真で紹介しました。

これからも、町民の皆さんのたゆまぬ努力によって現在の佐々町から更に住みよい明るい佐々町へ変って行くことでしょう。

町制施行

豊かな地域

福祉では、高齢者社会を早くも想定して、老人の生き甲斐のある生活を営んでいただくために、老人に関する施設、また父母が安心して働くことができるように保育所の整備も完了しました。

住環境の整備は、人口政策と密接な関係がある、公営住宅の建設を図り、身の回りの小さな下水路等にも意を注ぎながら進めています。この間、道路網の整備を図り、町道、農林道の新設、改良、舗装にも努力し、近郊の通勤圏を広めることに役立ったものと確信しています。

この様にして、ようやく人口も上向きに転じ、昨年行われた国勢調査の人口は、五十年に比べて七％（七七七人計一一、八一二人）の上昇を見せ、県下でも、特に近隣町では最高の延び率を示しています。

しかし、それでもまだ〳〵残された仕事は多く、先人が築き上げ、遺されたこの郷土「さざ」を、これからも発展させるための努力を続けなければならないと思いを新にしております。

これからの佐々町は、伝統的な農村社会と近郊のベッドタウンとしての都市的社会との協調融和を図りながら、町全域の行政をトータル的に考え、町民相互の交流が図られることを配慮しながら、明るく豊かで〝誰れでも住みたくなる町づくり〟を目指さなければと考えます。

そのためには、町の未来像を

一、佐々川の清流と山の緑と景観に包まれたうるおいのある生活のまち

二、安心して暮せる福祉のまち

三、明るい未来を築く教育文化のまち

四、調和のとれた活力のある産業のまち

この理想を町政の基本理念として、愛される郷土作りに町民の方々の協力を得て、期待と信頼に応え、献身的努力で邁進する覚悟でございます。

各位のご協力を心からお願い申し上げます。

国道完成前の住民センター附近（昭和36年４月）

利用台数１万台にせまる現在の国道204号線

―― お願い ――

あなたの家に、古い写真が保存してありませんか。社会も日一日と変化しており、それとともに歴史を語る貴重な写真がなくなりつつあります。

もし、昔の街の様子や行事などの写真をお持ちでしたら町で複写して保存したいと思いますので、ぜひ企画室までにご連絡ください。

体育・文化活動に町民総参加を……

４月１１日を中心に向う一年を町制施行４０周年と銘うって住民総参加の行事が展開されます。

その皮切りとして町民運動会を４月１２日（日曜日）午前９時から佐々中学校運動場で行います。

くわしくは教育委員会より別途に連絡されます。

安全はルールとマナーから

4月6日～4月15日

春の全国交通安全運動

▷歩行者、特に子供の交通事故防止
▷自転車の安全利用の促進
▷無謀運転の追放

交通災害共済制度に加入を

長崎県町村交通災害共済制度の有効期間は、昭年５６年４月１日から一年間です。

掛金は**１日１円（年間３６０円）**の少額な掛金です。

大人も、子供も、家族そろって加入しましょう。

申込みは、いつでも、受け付けています。

現金を添えて総務課までお申込みください。

なお、災害見舞金も、昭和５６年度から増額をしております。

災害見舞金基準額表

等級	災害の程度	見舞金額
1級	死亡	100万円
2級	※自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286条）別表第１級各号に掲げる障害	70万円
3級	治療期間が１年以上の場合	20万円
4級	治療期間が６月以上１年未満の場合	13万円
5級	治療期間が３月以上６月未満の場合	7万円
6級	治療期間が１月以上３月未満の場合	4万円
7級	治療期間が１週間以上１月未満の場合	2万円

※自動車損害賠償保障法施行令（抜粋）

1. 両眼が失明したもの
2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し，常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの

深めよう心のきずな

学校で――家庭で――街角で――

「心のふれあいのある教育」をめざして＝ここ数年、校内暴力・暴走行為・万引き・シンナー・接着剤乱用など、青少年の非行が急増するとともに、その影響範囲も低い年令層まで進んで、大きな社会問題となっています。

この悲しい傾向は、〝心〟を忘れた〝もの〟中心の社会的風潮が原因になっているようです。今日ほど〝心〟の大切さを感じさせる時代はありません。

このような現状から、県教育委員会では県下全域で「心のふれ合いのある教育」を推進しております。

学校では、教師と児童生徒児童生徒同士、教師同士、それに教師と保護者が、家庭では親と子供が、地域社会ではそこに住む人同士が、心のふれ合いを通して相互理解と信頼関係を深め、それぞれの教育力を高めるとともに、学校、家庭、地域社会の三者がスクラムを組んで、次の時代を担う県民を育成しようとするものです。

「そんなわかりきったことを、なんでいまさら……」といわれるかもしれません。しかし、原点にたち返って、わかりきったことをもう一度やり直そう、また、見直そうと提唱しているのです。

一、「ゆとりの時間」で心のふれあいを

二、青少年教育施設で心のふれ合いを

三、まちづくりを通して心のふれ合いを

四、豊かな家庭づくりを通して

心のふれあいを

など、……いまこそ、父親と母親とが家庭の中でそれぞれの役割を果たし、人間性豊かな子供を育てましょう。

"通り魔汚染"—空きかん公害を考える

環境美化と再資源化への道

一年間に約四億四千万個——。

これは、去年ボランティアの人たちが拾い集めた"ポイ捨て"空きかんの数です。

近くにクズかごもないし、一つぐらいはいいだろう——と、投げ捨てられる空きかん。その後始末には大変な苦労がいります。

年間百億個といわれる空きかんのすべてが回収されるわけではありませんから、この日本列島に散乱する空きかんの数は年々増えており、ぼう大な量にのぼっているだろうことは想像できます。

"空きかん公害"といわれるゆえんです。

投げ捨てられた空きかんは、街や自然の美観を損なうばかりでなく、回収・再資源化つまり省資源・省エネルギーの点でもマイナスです。

それともう一つ——"空きかん公害"は、わたしたちの公徳心に正面から疑問を投げかけている、といえないでしょうか。

投げ捨てられた空きかん

空きかん・ゴミ拾い奉仕をする古川老人クラブ

空きかんはボックスへ

佐々町では、ごみのない、きれいな町づくりと、住みよい環境づくりをすすめようと活発な運動を展開しています。

その一つとして、停留所、公園や、自動車を運転する人たちのために、おもな自動車道路沿いに写真のような空きかんボックスを備え、空きかんやゴミ等を投げ捨てないでくださいと呼びかけています。

ぜひご利用ください。

四十カ所に設置された空きかんボックス

改めたい—自分勝手な行動

"あとは野となれ、山となれ"ではたまります。

たまの休みに、家族そろって近くの行楽地へ。さて弁当を広げようと思っても、いたるところ空きかんや紙くずが散乱していて、なかなか適当な場所が見つからない——せっかくのピクニック気分に水をさされたという経験は、どなたも一度や二度はあることでしょう。

環境庁が散乱場所を調査したところによると、道路34%、公園・広場10%、海岸8%、川原8%、海水浴場8%、最も多い「道路」は、全体の45・5%、おおよそ空きかん散乱場所の約半分は「道路」ということになります。

この事実は、ドライバーや観光客が通りすがりに投げ捨てる空きかんがいかに多いか旅の恥はかきすて……といった心境がありありです。

ハイキング・登山道は、四季折々にみんなが自然を楽しむ憩いの場所です。前々から計画を立て、家族づれで、友だちと、職場の同僚と……胸をふくらませて出かけることが多いことでしょう。それがいたるところ空きかんでは……。自然を、そして良識のあるハイカーの心を傷つけているのです。

一人一人が、注意したいものですね。

第33回
婦人週間

あらゆる分野への男女の共同参加

―家庭で職場で地域社会で―

四月十日から、恒例の「婦人週間」が始まります。

婦人週間は、わが国で、婦人が参政権を行使した四月十日を記念して、この日に始まる一週間を女性の地位向上をめざすための特別活動として昭和二十四年に設けられたもので、今年で三十三回目を迎えました。

今年は、昭和二十一年にわが国で初めて女性が選挙の投票を行ってから三十五周年に当たり、さらに国際婦人年に続く「国連婦人の十年」の後半期に入る年でもあります。

このような意味から、今年のテーマは、昨年までの「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」を一歩進めて、「あらゆる分野への男女の共同参加」となっています。

婦人週間のテーマの中で語り合おう男女の共同参加を

期待される〝女性パワー〟を生かすために

昨年開かれた「国連婦人の十年・一九八〇年世界会議」で、わが国をはじめ世界の多くの国が「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名しました。同時に「国連婦人の十年後半期行動プログラム」が採択され、国の発展と世界の福祉や平和の推進のためには、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に、男女が共にその役割と責任を果たしていくことの重要性が打ち出されました。

まさに全地球的な立場から、〝婦人パワー〟を生かすべきだとしている、といっていいでしょう。

確かに、わが国でも男とか女とかいう意識についての差別や固定観念は薄れつつあります。

総理府の世論調査によりますと、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に同感しない人は六四％（女八三％、男四五％）にものぼっており、事実、職業を持つ女性は年々増えています。

子育ても、女性だけにまかせないで夫婦で協力し合い、最近では、出勤前に子供を保育園に送り届ける若い父親の姿を見かけるようになりました。

けれども、一方では、男女が真に平等だとは言い切れない、さまざまな現実があります。

大切なことは、わたしたちが社会生活を営む上で、人間として果たす責任と役割は男女が平等に担っているということです。

こうした考え方を十分にふまえて、家庭でも、職場でも、地域社会でも、男女が共に協力し合い、助け合い、参加し合ってこそ、はじめて真の男女平等の世の中になり、〝女性パワー〟も多いに生かされるといえましょう。

そしてこの考え方こそ、「あらゆる分野への男女の共同参加」という婦人週間のテーマなのです。

国保だより ⑮

あなたは国保をよくご存知ですか

国保はたすけ合いの保険

お医者さんにかかった時、あなたが支払うのは費用の三割だけで、残りの七割は国民健康保険から支払われています。その費用はみんながいざという時に備えて出し合ったお金と国の補助金で賄われています。みんなで助け合ってあなたの健康を守る保険なのです。

国保をよく理解して大切にしてください。

佐々町では、みなさんに国保のことをよく理解してもらうために広報活動を行っています。あなたの理解と協力がなければ国保は運営できません。国保への理解を深め、あなたの体と同様にみんなの国保を大切にしてください。

無駄使いはやめましょう

国保はあなたの家計と同じです。病人が増え、医療費が多くなれば、それだけたくさんの国保税をみんなで出し合わなければなりません。あなたは日頃から健康に注意していますか。あなたのちょっとした心がけが、あなたの家計を助けるように、あなたの健康への注意や国保への理解が、国保の家計を助けるのです。

◉大切に
あなたの体と
みんなの国保

◉見直そう
自分の体と
みんなの国保

◉気をつけよう
無駄な医療費
みんなの負担

確定申告に誤りがあったとき

所得税の確定申告書を出した後で、申告内容に誤りがあることに気付いたときは、正しい申告にやり直すことができます。

例えば、社会保険料控除や扶養控除などを書き忘れたために、税金を実際より多く払った場合は、「更正の請求」で税金の還付を受けられます。「更正の請求」ができるのは、来年の三月十六日までです。

また、所得を実際より少なく申告していたような場合は、「修正申告」により正しい金額に証正する必要があります。

これらの用紙は税務署に用意してあります。手続など詳しいことは、税務署・役場又は商工会にお尋ねください。

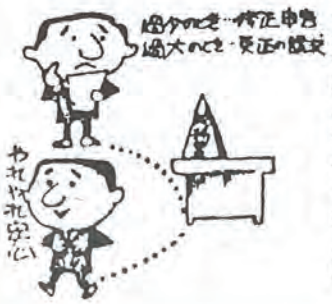

すぽっと スポット SPOT　すぽっと スポット SPOT

土地取引の届出制度

国土利用計画法では、土地と投機的取引や地価の高騰を防ぐために、一定面積以上の土地取引を行う両当事者（売買の場合は売り主と買い主）に届け出を義務づけられています。

つまり、契約を結ぶ六週間前までに、県知事に、取引で予定している代金の額、その土地の利用目的などを記入した届出書を提出しなければなりません。届け出なければならない土地取引は、一定面積以上の土地の売買・交換・代物弁済（例えば金銭の代わりに土地で支払いをする場合）・地上権の設定・賃貸借契約を行う場合です。

佐々町は（都市計画区域のため）五千平方メートル以上のときに該当します。

なお、次の場合にも届け出が必要です。

▽小規模な土地の所有者多数から土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば一定面積以上になる場合。

▽立ち木・建物などを土地と一緒に取引する場合。

▽売買・代物弁済等の予約をする場合。

もし、届け出をしないで土地取引をすると、六ヵ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

なお、届出用紙は、企画室にあります。

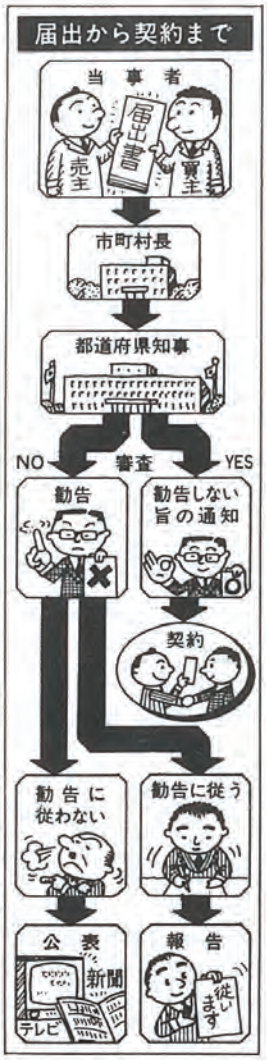

筆頭者と戸主のちがい

旧戸籍法は、戸籍編成の基準が「家」であったため、家督相続により「戸主」となった人がつぎの人に家督相続するまでは戸主一族（父母から孫、曽孫まで）が戸籍に記載され、戸主は民法で定めた親族共同体「家」の「長」として権力を握っていました。

新戸籍法では、家の制度が廃止され、三代戸籍の禁止（父母、子、孫と同籍することができない）がなされ、特別な場合を除いて、婚姻により夫婦と、これと同じ氏の子を基準に新しく一つの戸籍が編成されます。この場合、夫婦のどちらの氏を称したかによって戸籍の筆頭者が決まりますが、「戸主」とは異なり、この戸籍筆頭者は、つぎにあげる本籍と同じように単に戸籍の見出し的役割にとどまっています。

▷本籍とは、戸籍に記載されている筆頭者と配偶者（夫妻）が戸籍を置くと自由に定めて届け出した所です。（出生地や先祖代々の土地、現在居住している所などとは限られてはいません）

なお、戸籍の筆頭者は、筆頭者本人が死亡してもかわることはありません。

●戸籍謄本と戸籍抄本

戸籍に記載してある全員について写したものが謄本で、一部の人についてだけ写したものが抄本で、いずれもこれらの戸籍の写しを発行できるのは、本籍地を管轄している（戸籍を保管している）市区町村役場だけです。

▷戸籍謄抄本　一通　200円

▷除籍謄抄本　一通　300円

戸籍手数料は全国共通です。

犬は正しく飼いましょう

佐々町社協だより
（でんわ②2655）

寄付金のお礼

◎香典返しとして

▽故天島　清　子殿
　水　道　天島　良夫殿
▽故若松　サ　ト殿
　真　申　若松　厚博殿
▽故北村　チトヨ殿
　里　北村　保殿
▽故北川　シュン殿
　江　里　北川　幸子殿
▽故平田　モ　ト殿
　木　場　平田　大吉殿
▽故松本　ユ　キ殿
　古　川　松本　長二殿

以上の方々から多額のご寄付を戴きました。厚くお礼を申し上げます。

社会福祉法人
佐々町社会福祉協議会
会長（町長）菊本　春夫

社協会員募集のお願い

社会福祉協議会の運営にはかねてより温い御協力を戴き感謝いたしております。

昭和四十九年社協の法人化とともに会員制度となり、皆さま方の御支援によりまして老人福祉センターの運営、心配ごと相談、老人家庭奉仕員の派遣、その他地域福祉の推進に努力いたしておりますが、その運営は会員皆さま方の積極的な御協力による会費が重要な財源となっております。

本年も次により会員を募集しますので、何とぞ主旨御賛同の上、御支援いただきますようお願い申し上げます。

一、期間　昭和五十六年四月一日～四月三十日
二、会費
○一般会員　二〇〇円以上
○賛助会員　五〇〇円以上
○法人及び団体　一〇〇〇円

あけぼの荘だより

四　月

◎もよおしもの
△おどりの日　毎週金・日曜日　午後一時から三時半まで
△詩吟のけいこ　第一・三水曜日　正午から三時半まで
△五日　老人慰問　藤祐会来館予定　午前十一時
◎休館のお知らせ
△毎週月曜日　△二十九日天皇誕生日

おめでた　おくやみ

ご結婚おめでとうございます。

氏名		部落
夫	荒木　泰隆	田口　秀人
妻	高野　勢子	蛭子　慶子
夫	福田　正治	横山　義幸
妻	増山　明子	池田　二男
		野田　長男
		林　正喜
		松瀬　長女
		力武　澄江
		平尾　亜矢子
		福田　美智子
		坂口　秀典

お誕生おめでとうございます。

父の名	続柄	出生児	母の名	部落
南　國昭	長男	泰順	結子	新町
松元　研治	長女	幸子	成樹	長男	恵	長男	嘉基	神田
長女	幸子	里山	長女	仁美	新町	二女	清美	明恵	栗林	久紀	二男	剛弘	土手迎

ご冥福を祈ります。

氏名	年令	部落
冨田　仁志	三女	秀和	真申
藤村　行雄	長女	喜代美晶	沖田
木下　隆	長男	マサエ悟	志方
原口　俊晴	二女	フサエ利恵	鉄道
川口　兼蔵	71才	西町
谷頭　清	74才	口石
淡田　實	64才	神田
金崎　トセ	78才	四ッ井樋
佐々木シゲノ	54才	浜迎
山内　武八	80才	芳浦
力竹彌重郎	80才	
彌永　冨子	46才	

長町　おもな日誌

【二月】

23日　社会福祉協議会理事協議会打合（江迎町）、県議会産炭地特別対策委員会存置陳情（県庁へ）
24日　町村会評議員会並びに町村会定期総会（自治会館）、農業構造改善対策協議会（長崎）
25日　国保連合会役員会及総会（長崎）
26日　北松地域救急医療対策協議会（田平町）
27日　長崎県鉱業市町村連合会理事会並びに定期総会（自治会館）、県高田副知事と国保連合会の件で協議（県庁）
28日　町社会福祉協議会理事会
佐々川取水協議会

【三月】

1日　北松南高校卒業式祝辞、北松町村対抗駅伝大会（神田チームへ激励あいさつ）
2日　佐々川浚渫の件で県、事業団班長と促進対策協議会
3日　議会運営協議会、北松伝染病棟一部組合及北松特別養護老人一部組合会議（江迎）
4日　定例町議会開会
5日　定例町議会終了後上京
6日　共済組合理事長会総会（東京）
7日　町議会予算説明後承認得て県庁へ、国保連合会正副理事長会（長崎）

わだい話題

鴨川子ども会

―汽車の旅―

松浦線に乗って

佐々小五年二組　城野　悟

「出発進行」みんな楽しそうに見えた。

三月十五日。今日は、鴨川子供会の歓送迎会ということで、松浦線一廻りの遊びに行くことになった。汽車の中から見える外の景色は今まで見た事もないようにめずらしく、僕達の目を楽しませてくれた。有田での焼物見学で三種類の焼物のことを知った。有田焼は石と土をまぜあわせて作るとの説明があった。有田見学の、記念になるように、焼物に名前や絵を書いた。二週間ぐらいで送ってくるそうで楽しみにしている。わずか七時間位の汽車の旅だったけど、その想い出を大切にしたい。

ビデオカメラで池本のおじさんがみんなを写し、その夜試写会をされ、テレビで見る自分の様子に大喜びでした。

僕の考えでは、多くの人達がこんな楽しい汽車の旅をしたらいいと思う。

随筆郷土誌(80)

宮原九一郎

大正時代の佐々(30)

炭　鉱（その五）

写真の印刷物を炭鉱のキップと言う。これを発行した炭鉱内に限って通用する。私製の紙幣とでも言うべき性質のものである。肥前炭鉱とは、明治三十年代から四十年過ぎまで、志方と大茂の境界近くにあった炭鉱で、蒸気機関による巻揚機や排水ポンプも備えていた。

炭鉱の労働賃金の計算は普通月に一回か二回であるが、宵越しの銭を持たない炭鉱内の居住者は、次の勘定日まで賃金を使い伸ばすことはとても出来ないので、作業高の何割かを内払いの形でこのキップを受取る。勿論次の勘定日は総賃金額から、キップで受取った金額は差引かれるのだが、従業員達はキップを現金同様にして、炭鉱の売店、野菜売、魚屋などから買物をした。炭鉱の経営状態がよければ付近の個人商店でもキップによる買物に応じた。

炭鉱は勘定日には、キップを現金に替えるのが原則であり、野菜を売ってキップを貯めていた農家の主婦達も事務所の窓口に集り、キップを現金に換えて貰うので、勘定日のことを一名交換日とも言った。額面の「石炭量拾斤」と言うのが一銭、五拾斤とあるのは五銭であった。つまり石炭拾斤（六キログラム）を採掘した賃金が一銭の意味である。現在では一円のアルミ質は落ちていても拾う人はいない程だが、一銭は一円の百分の一である。その一銭が経済価値を持っていたのだから時代も随分変ったものである。

江里炭鉱か全仏炭鉱（今の鴨川部落）かよく分らないが矢張りキップを出していて、野菜売りに行った農家の主婦達は、野菜代として受取ったキップは他所では使えないので、炭鉱の売店で買物をして帰ったと言う話も聞いた。

肥前炭鉱に近かった私の家に何枚か残っていたキップは現在では貴重な文化財となった。

8日　北部塵芥処理場用地関係説明会（小佐々町）
9日　共済組合理事会並びに総会（長崎）
10日　松浦線廃止反対北松地区集会（羽須和公園）
11日　予算特別委員会、県土地改良連合会々長及専務と決算予算打合会（佐世保）
12日　予算特別委員会、中卒者就職激励会
14日　水田再編対策協議会
15日　大新田組合総会
16日　県市町村職員共済組合理事協議会（長崎）
17日　牟田原茶業振興共進大会優秀者表彰状授与式、定例町議会本会議、議会運営協議会
18日　定例町議会（閉会）、佐々中学校卒業式
19日　佐々町上水道旧浄水場施設撤去祈願式（上水道）、九州鉱害事業団新旧支部長へ陳情（田平町）
20日　佐々小～口石小卒業式、県市町村職員共済組合協議会（長崎）
21日　神田地区戦没者慰霊祭
23日　県国保連合会理事会（長崎）、県町村会長と協議のため訪問（加津佐町）
24日　郡社会福祉協議会理事会
25日　米消費改善推進協議会、町内地区会長会議へ
26日　町農業振興地域整備促進協議会、町第二次構促進協議会、塵芥処理一部組合会議、地域農業特別対策協議会

役場の電話は
2−2101です

4月のお知らせ

小児マヒ生ワクチン

と　き　4月2日(木)
　　14：00〜15：00
ところ　住民センター
対象者　生後3ヵ月〜18ヵ月の者（2回投与のこと）

妊　婦　検　診

と　き　4月8日(水)
　　9：30〜11：30
ところ　住民センター
※　母子健康手帳の交付も特別な事情のない限り検診当日交付しますので、間違いのない様お願いします。

乳　児　検　診

と　き　8日(水)生後1〜4ヵ月
　　15日(水)生後5〜8ヵ月
　　22日(水)生後9〜12ヵ月
　　13：30〜15：00
ところ　住民センター

3才児検診

と　き　4月13日・16日・20日・23日
　　午前の部9：30〜10：00受付
　　午後の部13：00〜13：30受付
ところ　住民センター
対象者　52年4月2日〜53年4月1日生）
※吉井保健所より個人通知がありますが、もし該当者で通知がない場合は住民福祉課環境衛生係へ御連絡下さい。

三　種　混　合

（破傷風・百日咳・ジフテリア）
と　き　4月15日(水)
　　14：00〜15：00
ところ　住民センター
対象者　●1期（3回接種のこと）生後24ヵ月〜48ヵ月の者●2期（1回接種のこと）1期接種後12ヵ月

ツベルクリン

と　き　4月20日(月)
　　14：00〜15：00
ところ　住民センター
対象者　生後24ヵ月〜48ヵ月の者で初めての人

ＢＣＧ接種

と　き　4月22日(水)
　　14：00〜15：00
ところ　住民センター
対象者　ツベルクリン反応が陰性の者

長崎県育英会奨学生〔大学〕募集

○募集期間　5月9日まで
○採用人員　３４０名
○資　　格●県内に本籍を有し1年以上居住しているもの。（県外の本籍を有する者は5年以上居住）
　　●大学院、短大生には該当しない。
○貸与月額▶1・2年生
　　国・公立13,000円
　　私　　立15,000円
　　▶3年生以上
　　自宅通学
　　11,000円以内
　　自宅外通学
　　13,000円以内
○申込先・佐々町教育委員会
　　電話②2128番

技能検定の受検者募集

○実施職種　板金工外41種類
○実施公示　5月15日
○受検申請受付5月26日〜6月5日
○実技試験｜問題公表6月24日
　　｜実　　施7月4日〜9月30日
○学科試験　8月2日・9日・23日
○合格発表　10月16日

空手道部員募集

空手道部では若いあなたの入部を待っています。
とくに高校生の入部を歓迎します。
例会は、毎週水・金曜日午後6時から武道館で行っております。
◎入部ご希望の方は、空手部森田数博(口石)さんまで、お知らせください。（武道館でも受け付けます。）

おことわり

昭和56年度当初予算は、3月定例町議会で可決されましたが、その内容は特集号でお知らせします。

発行　佐々町役場企画室(電話2−2101) 佐々町本田原免168の2(〒857−03)　印刷　広川印刷